

同行援護従業者養成研修

公益財団法人 介護労働安定センター山口支部



同行援護とは、平成23年10月1日に始まった視覚障がい者の外出を支援するための制度です。視覚障害により著しい困難を有する障がい者等の外出時に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護、排泄、食事等の介護、その他必要な援助をするものであります。この研修では、視覚障がい者が外出する際に必要な援助に関する一般的な知識および技術を有する同行援護従業者の養成を図ることを目的としています。また、同行援護の従業者の資格要件として、「同行援護従業者養成研修<一般課程>」、サービス提供責任者資格要件として、「同行援護従業者養成研修<応用課程>」の修了が義務付けられました。

一般課程 (20H)	令和5年11月27日(月) 10:00~15:00(4H)	◆情報支援と情報提供 ◆代筆・代読の基礎知識	16,000円 (講習保険料・消費税込み)
	令和5年11月28日(火) 9:30~16:30(6H)	●視覚障害者(児)福祉の制度とサービス ◆同行援護の制度と従業者の業務 ◆障害・疾病の理解① ◆障害者(児)の心理①	
	令和5年12月4日(月) 9:30~16:30(6H)	◆同行援護の基礎知識 ◆基本技能	
	令和5年12月5日(火) 10:00~15:00(4H)	◆応用技能	
応用課程 (12H)	令和5年12月11日(月) 9:30~16:30(6H)	●障害・疾病の理解② ◆障害者(児)の心理② ◆場面別基本技能、場面別応用技能	12,000円 (講習保険料・消費税込み)
	令和5年12月12日(火) 9:30~16:30(6H)	◆場面別応用技能 ◆交通機関の利用	



※一般・応用課程ともに、別途テキスト代 2,640円(税込み)〔『同行援護従業者養成研修テキスト』第4版 2021年発行 中央法規出版〕と、実習において、交通費等がかかります。

一般・応用両課程を受講の方は、同一のテキストを使用しますので、1冊のみの購入です。

※所定の日数を全て受講された方に修了の認定を行います。

定員	一般課程30名/応用課程 28名 ※本講習が定員に満たない場合は中止させていただくこともございます。
受講対象者	■同行援護に従事する方、または従事することを希望する方 (ただし、応用課程においては、「ガイドヘルパー養成研修(視覚)」または、「同行援護従業者養成研修(一般課程)」修了者または修了予定者に限ります。) ■全日程受講可能な方(補講はありません)
実施会場	山口県身体障害者福祉センター 研修室 山口市八幡馬場36-1



公益財団法人 介護労働安定センター山口支部
 〒753-0824 山口市穂積町1-2 3rd 山陽Ⅱ2F
 TEL: 083-920-0926 FAX: 083-920-0930
 URL: www.kaigo-center.or.jp 担当 牛丸・村橋



